

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月8日
【会社名】	オンコリスバイオフーマ株式会社
【英訳名】	Oncolys BioPharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦田 泰生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 吉村 圭司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 吉村 圭司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 799,963,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	456,600株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集については、2019年4月8日開催の当社取締役会においてその発行を決議しています。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	456,600株	799,963,200(注2)	399,981,600(注3)
一般募集			
計(総発行株式)	456,600株	799,963,200(注2)	399,981,600(注3)

(注) 1 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は399,981,600円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,752(注3)	876(注4)	100株	2019年4月24日(水)		2019年4月24日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 当社は、中外製薬株式会社(以下「割当予定先」又は「中外製薬」といいます。)との間で本新株式に係る総数引受契約を本有価証券届出書の効力発生後に締結します。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該割当予定先に係る本新株式の発行は行われなないこととなります。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。

4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

5 申込方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
オンコリスバイオフーマ株式会社 財務部	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 麻布支店	東京都港区麻布十番一丁目10番3号

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
799,963,200	4,000,000	795,963,200

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額795百万円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
テロメライシンの製造に関する費用	647,463	2019年4月～2021年12月
テロメライシンの製造等に関する各種管理体制の構築	148,500	2019年4月～2021年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

本新株式の第三者割当は、割当予定先との資本業務提携を目的としたものであり、上記表中の各資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。なお、本第三者割当(以下に定義します。)による調達資金と当社の過年度における調達資金の使途に重複はございません。

テロメライシンの製造に関する費用

現在、当社におけるテロメライシンに関する臨床試験は、既に完了したテロメライシンと放射線治療を併用した食道がん医師主導臨床研究(日本)に加えて、下記のとおり国内外の治験施設にて5つ同時に進行しています。

- 1) テロメライシンと放射線治療を併用した食道がんPhase I企業治験(日本)
- 2) テロメライシンと抗PD-1抗体を併用した各種固形がんPhase I医師主導治験(日本)
- 3) テロメライシンと抗PD-1抗体を併用した胃がん及び胃食道接合部がんPhase I医師主導治験(米国)
- 4) テロメライシンによる肝細胞がんPhase I/ 企業治験(韓国・台湾)
- 5) テロメライシンによるメラノーマPhase I企業治験(米国)

上記の臨床試験に加えて、現在、国内外のアカデミアからテロメライシンと抗PD-1抗体などの免疫チェックポイント阻害剤や放射線治療を併用した新たな臨床試験の実施に関する申し出を複数頂いています。

当社は「がんを切らずに治す」というテロメライシンのコンセプトを具現化することで、テロメライシンの適応範囲を拡げ、結果として当社企業価値の向上に繋げるために、積極的にこれらの臨床試験を推進したいと考えています。

今回の調達資金は、今後展開される臨床試験に必要なテロメライシンをGMP(Good Manufacturing Practice)と呼ばれる医薬品等の製造と品質管理の基準を遵守して製造することに充当し、テロメライシンの様々な臨床試験を推進してゆく考えです。

なお、本記載の資金使途に充当する金額は、過年度の実績及び外部委託先からの見積もりを踏まえて算定し、決定したものであります。

テロメライシンの製造等に関する各種管理体制の構築

当社は創業以来アウトソーシングを主体とした自社工場を持たないファブレス型の事業モデルを展開しています。当社のビジネスにおいては、効率化に加えて必要かつ十分な製造力の確保に向け、外部製造委託先であるCMO(Contract Manufacturing Organization)との関係を強化し、綿密なコンタクト体制を築き、安定した製剤供給のため適切にCMOを管理する必要があります。また、緊急の場合にも備えた製剤の安定供給体制を確保するために、特定1社への依存にならぬようセカンドコントラクターとの関係構築が必要不可欠です。

このような理由で、今回の調達資金は、テロメライシンのGMP製造に関する各種管理体制の構築に必要な労務費や経費に充当し、テロメライシン製剤の高い品質を担保するために必要な人的体制の構築を図っていく考えです。

なお、本記載の資金使途に充当する金額は、過年度の実績及び今後の活動見通しを踏まえて算定し、決定したものであります。

当社が過去に行った主な資金調達に関して調達した資金の充当状況は以下のとおりです。

2018年7月17日に発行した第17回新株予約権(行使価額修正条項付)については、2018年11月15日をもって発行した全ての新株予約権が行使され、調達した手取概算額1,180百万円につきましては、これまでにテロメライシンと放射線を併用した食道がんPhase / 企業治験(日本)テロメライシンと抗PD-1抗体を併用した食道がんPhase 医師主導治験(米国)として、それぞれ約0.5億円、約1.3億円を充当しています。未充当の金額は約9.9億円であり、各資金使途の進捗と需要状況に伴い順次充当していく予定です。

2016年12月26日に発行した第15回新株予約権(行使価額修正条項付)については、2017年11月27日をもって発行した全ての新株予約権が行使され、調達した手取概算額1,405百万円につきましては、これまでにテロメライシン単剤での臨床試験に関する費用、臨床試験で実施するテロメライシンの追加GMP製造費用として、それぞれ約4.0億円、約1.0億円を充当しています。未充当の金額は約8.9億円であり、各資金使途の進捗と需要状況に伴い順次充当していく予定です。なお、本第三者割当による調達資金は、2019年4月8日以降に展開される臨床試験に必要なテロメライシンのGMP製造に充当する計画であるため、第15回新株予約権で目的としたテロメライシンの追加GMP製造との重複はありません。

2013年12月の当社新規上場時に公募増資及び第三者割当増資を実施し約51億円を調達しております。当該調達時においては、その調達資金のうち、約39億円を医薬品事業の研究開発費、約7.2億円を検査事業の研究開発費として、2018年12月期までに充当する予定でありました(残額は2019年12月期以降の研究開発費として充当予定)。しかしながら、研究開発の進捗の遅れにより、2019年3月までに医薬品事業の研究開発費として約18.5億円、検査事業の研究開発費として約5.6億円を充当する見込みです。そのため、未充当金額が約22.1億円ございますが、これについては、上記調達時における資金調達の使途のまま2019年12月期以降の研究開発費として、引き続き充当する予定です。なお、本第三者割当による調達資金と使途の重複はございません。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	中外製薬株式会社	
	本店の所在地	東京都北区浮間五丁目5番1号	
	直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度 2018年 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月28日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2018年12月31日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (2018年12月31日現在)	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は創業以来がんのウイルス療法テロメライシン(OBP-301)の研究開発を進めてきました。現在、国内外で複数の臨床試験が進行しており、国内で実施された食道がん患者を対象とした放射線併用の臨床研究では、投与13例中8例において投与局所のがんが完全緩解(L-CR)するという高い効果が示唆されています。

中外製薬は、30年以上前からバイオ医薬品の研究開発に取り組んでおり、自社で創製した抗体医薬品が110カ国以上で承認されているほか、がん領域及び抗体医薬品市場において国内売上トップシェアを維持しています。

当社は2016年11月に江蘇恒瑞医薬股份有限公司(中国。英語名: Jiangsu Hengrui Medicine Co., Ltd.)と中国・香港・マカオに関するテロメライシンのライセンス契約を締結しました。また、上記以外の地域に関するテロメライシンのライセンス契約締結を、ライセンス候補先である複数の国内外の製薬会社と検討していました。

この度、当社は今後テロメライシンの臨床試験をさらに推進し、医薬品としての価値を極大化させ、医療現場への貢献を目指すにあたり、研究開発実績・上市後の流通販売網・既存医薬品とのシナジー効果などを検討しました結果、テロメライシンが患者に提供し得る価値を高く評価し、独占的ライセンス契約に加え、資本提携による事業推進に合意頂いたことから、複数の候補先から中外製薬を選定しました。

当社は、本資本業務提携の一環として、中外製薬が当社株式を保有することにより、両社の信頼強化が事業の推進に資するとの判断に至り、本日開催の取締役会において割当予定先に対する第三者割当による本新株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を決議いたしました。

なお、本資本業務提携による業務提携の内容は以下のとおりです。

当社は、がんのウイルス療法テロメライシン(OBP-301)の日本・台湾における開発・製造・販売に関する再許諾権付き独占的ライセンスを中外製薬へ付与すると共に、日本・台湾・中国・香港・マカオを除く全世界における開発・製造・販売に関する独占的オプション権を中外製薬へ付与するライセンス契約を締結します。

中外製薬は、日本・台湾における再許諾権付き独占的ライセンス契約の契約一時金として5.5億円を当社に支払います。また、テロメライシン(OBP-301)の臨床試験において一定の効果が確認され、中外製薬が上記の独占的オプション権を行使した場合には、中外製薬が当社に支払うライセンス契約総額は、500億円以上になります。さらに、テロメライシン(OBP-301)の上市後は、中外製薬におけるテロメライシン(OBP-301)の売上額に応じた販売ロイヤリティを、ライセンス契約総額とは別に、中外製薬が当社に支払います。

当該業務提携は、2019年8月に発表を予定している2019年12月期第2四半期決算より当社業績に寄与する見込みです。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 456,600株

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の2018年度有価証券報告書(2019年3月28日提出)における連結財務諸表に記載の総資産、純資産並びに現金及び預金等の状況を確認した結果、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2019年4月1日)において、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除することを明示しており、万が一取引先が反社会的勢力と判明した場合には、速やかに契約を解除できる体制を整備していることを確認しています。当社は、当該記載に基づき、割当予定先は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項なし

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日(2019年4月5日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値である1,752円としました。これは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、当該払込金額1,752円につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日(2019年4月5日)までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,963円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し40.87%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,054円に対し14.70%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値1,400円に対し25.14%のプレミアムとなります。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、本新株式の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的かつ慎重な決定方法であり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当における新規発行株式数は456,600株(議決権数4,566個)であり、2018年12月31日現在の当社発行済株式総数13,346,000株(議決権総数133,431個)を分母とする希薄化率は3.42%(議決権ベースでの希薄化率は3.42%)に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先は当社株式を長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
アステラス製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目5番1号	727,200	5.45	727,200	5.27
WONIK CUBE Corp.	20, PANGYO-RO, 255BEON-GIL, BUNDANG-GU, SEONGNAM-SI, GYEONGGI-DO, KOREA	684,600	5.13	684,600	4.96
中外製薬株式会社	東京都北区浮間五丁目5番1号			456,600	3.31
浦田 泰生	東京都港区	388,500	2.91	388,500	2.82
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	176,500	1.32	176,500	1.28
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	155,400	1.16	155,400	1.13
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG	106,300	0.80	106,300	0.77
丹羽 弘之	静岡県藤枝市	102,000	0.76	102,000	0.74
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	12TH FLOOR, CHATER HOUSE, 8 CONNAUGHT ROAD, CENTRAL, HONG KONG	101,300	0.76	101,300	0.73
MSIP CLIENT SECURITIES	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K.	98,600	0.74	98,600	0.71
計		2,540,400	19.04	2,997,000	21.72

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2018年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2018年12月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本新株式の発行数である456,600株及び当該株主に係る議決権数(4,566個)を加算した数に基づき算出しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第15期、提出日2019年3月29日)(有価証券報告書の訂正報告書を含みます。)(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じており、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

「事業等のリスク」

(中略)

(6) その他

新株予約権及び株式にかかる事項

当社は役員、従業員及び社外協力者等に対して、当社事業及び研究開発へのモチベーションの向上を目的として、新株予約権(ストック・オプション)を発行し、事業会社や金融機関等に対して、事業推進のための資金調達を目的として株式や新株予約権を発行しています。また、役員及び従業員に対して、譲渡制限付株式の発行を検討しています。今後も優秀な人材・社外協力者の確保や事業推進のための資金調達が目的として、同様の施策を実施する可能性があります。さらに、2019年4月8日開催の取締役において、中外製薬株式会社との資本業務提携を目的として第三者割当による当社普通株式の発行を決議しました(以下「本第三者割当」といいます。)。本第三者割当において割り当てる当社普通株式は456,600株であり、当社の発行済普通株式総数(2018年12月31日現在の発行済株式総数)の3.42%を占めております。これらの新株予約権の行使や株式発行が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、当社株価形成に影響を与える可能性があります。また、今後も優秀な人材の確保のためにストック・オプションをはじめとするインセンティブプランや必要に応じた資金調達を実施するために、新たな新株予約権や株式が発行される可能性があります。なお、新株予約権の状況及び内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご覧ください。

資金使途及び資金調達にかかる事項

当社が保有する資金及び本第三者割当により調達される資金は、主に既存パイプラインの研究開発費用、新規パイプラインの導入及びその研究開発費用、戦略的な投資に充当する考えです。当社が本書提出日時点で計画している資金使途は上記の通りですが、急激な事業環境の変化等により、計画通りに使用した場合においても、当初の想定どおりの成果が得られない場合があります。

また、当社株価が下落した場合には、必要資金を計画通りに調達できない可能性があります。計画通りに必要資金を調達できない場合には、資金使途を変更する可能性があるとともに、当初の想定通りの成果を得られない可能性があります。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第15期、提出日(2019年3月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2019年4月1日提出)

1 提出理由

当社は、2019年3月28日の第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

浦田泰生、吉村圭司、櫻原康成及び浦野文男を取締役に選任するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。

第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

譲渡制限付株式の割当てのための報酬額として、「年額300百万円以内」とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
浦田 泰生	60,977	692	0	(注)1	可決 98.9
吉村 圭司	60,971	698	0	(注)1	可決 98.9
樫原 康成	60,977	692	0	(注)1	可決 98.9
浦野 文男	61,202	467	0	(注)1	可決 99.2
第2号議案 定款一部変更の件	61,057	618	0	(注)2	可決 99.0
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に 対する譲渡制限付株式の割当て のための報酬決定の件	60,755	920	0	(注)1	可決 98.5

(注) 1. 当社定款第15条1項により、「出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う」と定めております。

2. 当社定款第15条2項により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」と定めております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況

(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間における資本金は以下のとおり増加しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2019年1月1日～ 2019年4月8日(注)	103,800	13,449,800	34,763,400	6,437,421,530	34,763,400	6,429,921,530

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額、資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、2019年4月1日から本有価証券届出書提出日(2019年4月8日)までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年3月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第15期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年4月5日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年3月28日

オンコリスバイオファーマ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 録 宏 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 島 浩 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコリスバイオファーマ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコリスバイオファーマ株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンコリスバイオフーマ株式会社の平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、オンコリスバイオフーマ株式会社が平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。